

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅱ－１－１ 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。Ⅱ－１－１（4）及びⅨ－１－2において同じ。）に関する事項</p> <p>⑧～⑫ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について</p> <p>無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法によ</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅱ－１－１ 一般的な監督事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>①・② (略)</p> <p>(略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。Ⅱ－１－１（4）及びⅨ－１－2 <u>(1)</u>において同じ。）に関する事項</p> <p>⑧～⑫ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について</p> <p>無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行っている者についても、これに準じた対応をすることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法によ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>り実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ・ロ （略） （新設）</p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式Ⅱ－４による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ <u>金融庁への報告</u> 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、<u>警告を行った者の名称等について、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u> （注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</p>	<p>り実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式Ⅱ－５による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p><u>ハ 無登録で金融商品取引業を行っているとは認められないものの、金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引業を行うことを目的として金融商品取引契約の締結について勧誘を行っている</u>と認められる場合は、別紙様式Ⅱ－４に代えて、別紙様式Ⅱ－13により、<u>警告を行うこととする。</u></p> <p>③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式Ⅱ－４又はⅡ－13による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>④ <u>公表等</u> 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、<u>これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。）</u>、所在地又は住所（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの）及び無登録で行っていた金融商品取引業の内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、<u>公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u> <u>なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らか</u>な場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。 （注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではない</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(8) 類似商号使用者に係る対応について</p> <p>① 明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「〇〇証券」、「〇〇第△種金融商品取引業者」、「〇〇投資法人」等）については、別紙様式Ⅱ－１により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢 （略）</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）説明書類に係る留意事項</p> <p>① 金商法第46条の４又は第47条の３に規定する説明書類（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－３－１（９）及びⅤ－２－２－２（２）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p>	<p>いことに留意するものとする。</p> <p>(8) 類似商号使用者に係る対応について</p> <p>① 明らかに類似商号に該当すると認められる者（例えば、「〇〇証券」、「〇〇第△種金融商品取引業者」、「〇〇投資法人」等）については、別紙様式Ⅱ－１により文書で警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。また、捜査当局に連絡し情報交換等を行うものとする。</p> <p><u>なお、類似商号に該当すると認められる者であって、無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた者については、原則として、上記（７）の手続きにより対応するものとする。</u></p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢 （略）</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）説明書類に係る留意事項</p> <p>① 金商法第46条の４又は第47条の３に規定する説明書類（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－３－１（10）及びⅤ－２－２－２（２）において「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。</p> <p>②・③ （略）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 金融商品取引業者登録簿</p> <p>① 金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第12面までにより作成するものとする。</p> <p>②~⑧ (略)</p> <p>Ⅲ-3-3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ-3-2-4、Ⅵ-3-3-4、Ⅷ-2-3及びⅪ-2-3を除く。））は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 本店等の名称及び所在地</p> <p><u>登録申請書に記載する「本店等の名称及び所在地」（金商業等府令第7条第10号、第44条第10号及び第258条第4号）は、「本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地」（金商業等府令別紙様式第1号別添6、別紙様式第9号別添4及び別紙様式第24号別添2）の記載に当たって、本店等を最初に（外国法人にあっては、本店を最初に、国内における主たる営業所又は事務所をその次に）記載することによることとしているか確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、登記事項証明書上の本店が主たる営業所又は事務所としての機能を有さないなど、当該本店と主たる営業所又は事務所とが異なる場合には、当該主たる営業所又は事務所を最初に記載する必要があることに留意する。</u></p> <p>(5) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 金融商品取引業者登録簿</p> <p>① 金融商品取引業者登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第11面までにより作成するものとする。</p> <p>②~⑧ (略)</p> <p>Ⅲ-3-3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ-3-2-4、Ⅵ-3-3-3、Ⅷ-2-3及びⅪ-2-3を除く。））は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2-3 市場リスク管理態勢</p> <p>市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 具体的取扱い</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国際機関</p> <p>標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>IV-2-4 取引先リスク管理態勢 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 具体的な取扱い</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-2-3 市場リスク管理態勢</p> <p>市場リスクとは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフ・バランス取引に係るポジションを含む。）の価格が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等を合わせたものである。金融商品取引業者は、市場リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 具体的取扱い</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 国際機関</p> <p>標準的方式により金利リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、<u>欧州投資銀行</u>、<u>欧州投資基金</u>、<u>北欧投資銀行</u>、<u>欧州復興開発銀行</u>、<u>カリブ開発銀行</u>、<u>イスラム開発銀行</u>、<u>予防接種のための国際金融ファシリティ</u>及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>IV-2-4 取引先リスク管理態勢 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 具体的な取扱い</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 国際機関</p> <p>標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3-2-1 リスクアセットの計算方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、<u>連結自己資本規制比率の維持のために保有している外国為替ポジション</u>については、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。</p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項 みなし有価証券販売業者等（金商法第28条第2項第1号に規定する</p>	<p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 国際機関</p> <p>標準的方式により取引先リスク相当額を算出する場合において、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行、<u>欧州投資基金</u>、北欧投資銀行、欧州復興開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、<u>予防接種のための国際金融ファシリティ</u>及び欧州評議会開発銀行は、国際機関に該当するものとする。</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3-2-1 リスクアセットの計算方法</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第3条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社のマーケット・リスク相当額算出時における外国為替リスクの算出対象ポジションのうち、<u>財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建ての長期にわたる出資等に係るポジション</u>については、当面、外国為替リスクの対象から除外することを認める。</p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項 みなし有価証券販売業者等（金商法第28条第2項第1号に規定する</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>行為を業として行う者（以下「自己募集業者」という。）又は同項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）であって、<u>金商法第63条第2項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者に該当しない者をいう。</u>）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>V-2-3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p>	<p>行為を業として行う者（<u>金商法第63条第1項第1号に掲げる行為を業として行っている場合にあつては、当該行為に係るものを除く。</u>以下「自己募集業者」という。）、<u>同項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」という。以下同じ。）を行う者をいう。</u>）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>V-2-3 <u>みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性</u> <u>みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであつて、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。</u> <u>このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>顧客が適格投資家であることを確認しているか。</u> — <u>取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。</u> — <u>確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。</u> — <u>金商業等府令第16条の2各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。</u> — <u>上記④の契約内容の履行状況を確認しているか。</u> — <u>上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。</u> — <u>上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。</u> <p>V-2-4 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅴ-2-3において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下Ⅴ-2-4において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p>
<p><u>Ⅵ. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p>	<p><u>Ⅵ. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></p>
<p>Ⅵ-2 業務の適切性（投資運用業）</p>	<p>Ⅵ-2 業務の適切性（投資運用業）</p>
<p>(新設)</p>	<p>Ⅵ-2-7 <u>適格投資家向け投資運用業に関する特に留意すべき事項</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>適格投資家向け投資運用業者（金商法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性は、Ⅵ-2-2からⅥ-2-6までに準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>Ⅵ-2-7-1 <u>業務執行態勢に関する留意事項</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) <u>取引の執行態勢に関する留意事項</u> <u>適格投資家向け投資運用業者にあつては、投資判断を行う部門（担当者）と、注文を発注する部門（担当者）が分離されていない場合、これに代わるものとして、運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らし、投資運用業に係る禁止行為を防止するための措置が講じられているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>VI-2-7 (略)</p>	<p>(2) <u>コンプライアンス業務を外部委託している場合の留意事項</u> <u>適格投資家向け投資運用業者が、コンプライアンス業務を外部委託している場合には、例えば以下の点に留意する必要がある。</u> <u>なお、以下の点はいくまで一般的な着眼点であり、適格投資家向け投資運用業の業務の状況に照らし、追加的な検証を必要とする場合があることに留意する。</u> <u>— 委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められているか。</u> <u>— 国内外のグループ法人にコンプライアンス業務を委託する場合には、当該法人のコンプライアンス機能の具備状況や委託業務の執行状況等からみて、適格投資家向け投資運用業者のコンプライアンスに関する体制が構築されていると評価できるか。</u> <u>— 弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者（以下この③及びVI-3-1-2において「弁護士等」という。）にコンプライアンス業務を委託する場合には、以下の点に留意しているか。</u> <u>イ. 業務を委託している弁護士等は、金融商品取引業に関し法令等を遵守するために必要な指導等を適正に遂行することができる</u> <u>と認められる者であるか。</u> <u>ロ. 当該弁護士等との間で締結している委託契約において、次に掲げる事項について規定しているか。</u> <u>a. 法令等遵守の観点から業務実態の把握及び検証</u> <u>b. コンプライアンス・マニュアルの作成・管理や、コンプライアンス研修の定期的な実施</u> <u>c. コンプライアンスに関する報告書の定期的な作成、保管、委託者への提供</u> <u>d. 委託者と委託先との連絡体制（トラブル発生時の対応を含む。）</u> <u>e. aからdまでに掲げる事項のほか適格投資家向け投資運用業に係るコンプライアンス業務に必要な事項</u></p> <p>VI-2-8 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p><u>VI-2-7-1</u> (略)</p>	<p><u>VI-2-8-1</u> (略)</p>
<p><u>VI-2-8</u> (略)</p>	<p><u>VI-2-9</u> (略)</p>
<p><u>VI-2-8-1</u> 投信法及び信託法に関する留意事項 新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、<u>VI-2-8-1</u>における用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>VI-2-9-1</u> 投信法及び信託法に関する留意事項 新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、<u>VI-2-9-1</u>における用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>(略)</p>
<p><u>VI-2-8-2</u>・<u>VI-2-8-3</u> (略)</p>	<p><u>VI-2-9-2</u>・<u>VI-2-9-3</u> (略)</p>
<p><u>VI-2-9</u> 協会等未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、<u>VI-2-9</u>において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>VI-2-10</u> 協会等未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下この<u>VI-2-10</u>において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(略)</p>
<p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p>	<p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p>
<p>VI-3-1 登録</p>	<p>VI-3-1 登録</p>
<p>VI-3-1-1 投資運用業</p>	<p>VI-3-1-1 投資運用業</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 登録が不要である場合</p>	<p>(5) 登録が不要である場合</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>金商法第61条第2項に該当する場合（外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者が、金融商品取引業者（投資運用業を行う者）等のみを相手方として投資運用業を行おうとする場合）には、金商法第29条の規定にかかわらず、投資運用業を行うことができる。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>金商法第61条第2項又は第3項に該当する場合（外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者が、金融商品取引業者（投資運用業を行う者）等のみを相手方として投資運用業を行おうとする場合）には、金商法第29条の規定にかかわらず、投資運用業を行うことができる。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</u></p> <p>(1) <u>登録審査に際しての基本的留意事項</u> <u>適格投資家向け投資運用業は、投資運用業の参入を促進する観点から、顧客を適格投資家に限定した小規模な投資運用業について、登録要件が一部緩和されたものである。こうした制度趣旨に鑑み、その登録審査に当たっては、透明性・迅速性に留意しつつ、運用の方針、運用財産の額その他行おうとする適格投資家向け投資運用業の状況に応じた審査を行うこととし、画一的な審査に陥ることのないよう留意するものとする。</u></p> <p>(2) <u>体制審査の項目</u> <u>適格投資家向け投資運用業の体制審査に当たっては、原則としてVI-3-1-1(1)に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u> <u>権利者のために資産運用を行う者については、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか。</u> <u>イ. 運用を行おうとする資産に関し、少なくとも1年以上、助言又は運用を行う業務に従事していた者</u> <u>ロ. イに準ずる者</u> <u>独立したコンプライアンス部門（担当者）の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか（コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。）。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
	<p><u>イ. 金融商品取引業に関し、少なくとも1年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者</u></p> <p><u>ロ. イに準ずる者</u></p> <p><u>行おうとする業務について、VI-3-1-1(1)①へaからmまでに掲げる体制整備（運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要なものを除く。）に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。</u></p> <p><u>（注）法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、②において確保される人員と③において確保される人員が同一人となることを妨げない。</u></p> <p><u>（3）適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目</u></p> <p><u>適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、（2）に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の2各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</u></p> <p><u>適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。</u></p> <p><u>適格投資家向け投資運用業者は、業務の運営状況が金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第13号の2に掲げる「金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当することのないように業務を行わなければならないこととされている。</u></p> <p><u>そのため、適格投資家向け投資運用業について、次に掲げる措置を講じているかを確認する。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
	<p>イ. <u>次に掲げる事項を社内規程として定めていること。</u></p> <p>a. <u>適格投資家向け運用業者が自ら販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明すること。</u></p> <p>b. <u>第三者が販売する場合には、勧誘する顧客の属性を事前に確認するとともに、有価証券に転売制限が付されていることを顧客に説明する旨を確認すること。</u></p> <p>c. <u>権利者の属性や転売制限の実施状況を継続的に確認すること（これに違反していることが判明した場合の事後対応を含む。）。</u></p> <p>ロ. <u>上記の社内規程に従い、勧誘する顧客属性の事前確認や、転売制限が付されている旨の説明が行われていることを継続的に確認していること。</u></p> <p>ハ. <u>上記の社内規程に従い、実際の権利者の分布状況を継続的に確認していること。</u></p> <p>ニ. <u>上記の社内規程に従い、違反した場合の事後対応が適切に行われていること。</u></p> <p>ホ. <u>上記イからニまでの措置が適切に行われているかどうかを内部監査等により検証することとしていること。</u></p> <p><u>適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項に規定する業務をいう。以下同じ。）若しくは特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</u></p> <p>イ. <u>全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えないこと。</u></p> <p>ロ. <u>全ての運用財産に係る権利者の中に適格投資家以外の者がいないこと。</u></p> <p>(4) <u>業務の内容及び方法を記載した書類</u> <u>業務の内容及び方法を記載した書類の記載事項は、VI-3-1-1</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>VI-3-1-2 投資法人</p>	<p><u>(2) に準ずるものとする。</u> <u>ただし、「④業務執行の方法」については、運用財産の管理に関する事項として、全ての運用財産の総額の管理等に関する事項を含めて記載されていることを確認するほか、全ての運用財産に係る権利者の管理等に関する事項が記載されていることを確認するものとし、「⑤業務分掌の方法」については、投資運用業者の組織に関する事項として、コンプライアンスなど業務の外部委託に関する事項（委託先の商号、名称又は氏名を含む。）が記載されていることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(5) 金商業等府令第9条第1号の書類（業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面）の記載事項</u> <u>業務に係る人的構成及び組織等業務執行体制を記載した書面の記載事項は、VI-3-1-1（3）に準ずるものとする。</u> <u>ただし、「④コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験」について、コンプライアンス業務を国内外のグループ法人や弁護士等に外部委託する場合には、次に掲げる事項が記載されているか確認するものとする。</u> <u>イ. 委託先の商号、名称又は氏名</u> <u>ロ. 委託先の住所又は所在地</u> <u>ハ. 委託先が行っている業務の概要</u> <u>ニ. 業務委託契約の概要</u> <u>ホ. 委託者である適格投資家向け投資運用業者が行おうとする業務の状況に照らし、委託先のコンプライアンスに係る業務体制（担当者の知識及び経験を含む。）</u></p> <p><u>(6) その他</u> <u>VI-3-1-1（4）から（6）までの事項は、適格投資家向け投資運用業の登録に関する事務において準ずるものとする。</u></p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(1) 投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項 財務局長は、投信法第 69 条第 1 項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 設立届出書の添付書類の審査に関する事項 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第 108 条第 2 項第 5 号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>VI-3-2 承認及び届出等</p> <p>VI-3-2-1 承認 金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 申請する金融商品取引業者の純財産額が5千万円を下回るおそれはないか。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>VI-3-3-1 登録投資法人の変更及び解散の届出</p> <p>(1) 登録投資法人変更届出 ① 登録投資法人変更届出は、<u>VI-3-1-2 (3) ①及び②</u>に準じて取り扱う。</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>(1) 投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項 財務局長は、投信法第 69 条第 1 項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 設立届出書の添付書類の審査に関する事項 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、投信法施行規則第 108 条第 2 項第 1 号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>VI-3-2 承認及び届出等</p> <p>VI-3-2-1 承認 金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 申請する金融商品取引業者の純財産額が5千万円<u>(適格投資家向け投資運用業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。))</u>が申請する<u>場合にあっては、1千万円</u>を下回るおそれはないか。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>VI-3-3-1 登録投資法人の変更及び解散の届出</p> <p>(1) 登録投資法人変更届出 ① 登録投資法人変更届出は、<u>VI-3-1-3 (3) ①及び②</u>に準じて取り扱う。</p> <p>②・③ (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>VI-3-3-2 営業報告書</u> <u>財務局長は、投信法第212条の規定に基づく営業報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、営業期間（当該営業期間が6月より短い期間である場合には、6月）ごとに別紙様式VI-10による営業報告書集計表を作成して報告する。</u></p> <p><u>VI-3-3-3</u> (略)</p> <p><u>VI-3-3-4 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</u> (1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等 ①・② (略) ③ 財務局長は、上記①の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、<u>別紙様式VI-11</u>により、許可又は承認をしないこととした場合には、<u>別紙様式VI-12</u>により、許可又は承認申請者に通知するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>VI-3-3-5 証明書の発行</u> (1) 信託会社等に対する証明書の発行 ① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 (略) イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、<u>別紙様式VI-13</u>によるものとする。 ロ. (略) ハ. (略) a.～c. (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>VI-3-3-2</u> (略)</p> <p><u>VI-3-3-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</u> (1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等 ①・② (略) ③ 財務局長は、上記①の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、<u>別紙様式VI-10</u>により、許可又は承認をしないこととした場合には、<u>別紙様式VI-11</u>により、許可又は承認申請者に通知するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>VI-3-3-4 証明書の発行</u> (1) 信託会社等に対する証明書の発行 ① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 (略) イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、<u>別紙様式VI-12</u>によるものとする。 ロ. (略) ハ. (略) a.～c. (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>d. (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。 (本項により要件を満たす場合においては、別紙様式VI-14により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の地方税法附則第 11 条第 8 項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第 7 条第 9 項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ. 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-15によるものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>a.・b. (略)</p> <p>c. (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。 (本項の要件に該当する場合においては、別紙様式VI-14により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 (略)</p> <p>イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-16によるも</p>	<p>d. (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。 (本項により要件を満たす場合においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の地方税法附則第 11 条第 4 項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第 7 条第 5 項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ. 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-14によるものとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>a.・b. (略)</p> <p>c. (略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。 (本項の要件に該当する場合においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 (略)</p> <p>イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-15によるも</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>のとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. (略)</p> <p> a. ～ d. (略)</p> <p> e. (略)</p> <p> i) (略)</p> <p> ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p> (本項により要件を満たす場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-14により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p> 投資法人の地方税法附則第 11 条第 9 項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第 7 条第 11 項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p> イ. 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-17によるものとする。</p> <p> ロ. (略)</p> <p> a. ・ b. (略)</p> <p> c. (略)</p> <p> i) (略)</p> <p> ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p> (本項の要件に該当する場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-14により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p>	<p>のとする。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. (略)</p> <p> a. ～ d. (略)</p> <p> e. (略)</p> <p> i) (略)</p> <p> ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p> (本項により要件を満たす場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p> 投資法人の地方税法附則第 11 条第 5 項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第 7 条第 7 項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p> イ. 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-16によるものとする。</p> <p> ロ. (略)</p> <p> a. ・ b. (略)</p> <p> c. (略)</p> <p> i) (略)</p> <p> ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p> (本項の要件に該当する場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></p> <p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業） 金融商品取引業者（投資助言・代理業を行う者に限る。VIIにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></p> <p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業） 金融商品取引業者（投資助言・代理業を行う者に限る。VIIにおいて同じ。）の経営管理に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p><u>VII-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</u></p> <p>（1）主な着眼点</p> <p><u>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資助言・代理業に限る。VIIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保していること。</u> — <u>暴力団員（過去に暴力団員であった場合を含む。）でないこと。</u> — <u>暴力団と密接な関係を有していないこと。</u> — <u>金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u> — <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u> — <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（新設）</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p><u>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身はその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</u></p> <p><u>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</u></p> <p><u>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p><u>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。</u></p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>(1) 体制審査の項目</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
	<p><u>金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u></p> <p><u>(注) 審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。</u></p> <p><u>その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができるかと認められるか。</u></p> <p><u>イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。</u></p> <p><u>ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ確な遂行に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。</u></p> <p><u>ハ. 有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。</u></p> <p><u>ニ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員及び内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。</u></p> <p><u>ホ. コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。</u></p> <p><u>ヘ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。</u></p> <p><u>a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理</u></p> <p><u>b. ディスクロージャー</u></p> <p><u>c. リスク管理</u></p> <p><u>d. 電算システム管理</u></p> <p><u>e. 顧客管理</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p><u>登録申請書の受理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。なお、登録の要否については、投資助言・代理業に係る一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意するものとする。</u></p>	<p><u>f. 広告審査</u> <u>g. 顧客情報管理</u> <u>h. 苦情・トラブル処理</u> <u>i. 内部監査</u></p> <p><u>暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</u></p> <p><u>イ. 本人が暴力団員であること（過去に暴力団員であった場合を含む。）。</u></p> <p><u>ロ. 本人が暴力団と密接な関係を有すること。</u></p> <p><u>ハ. 金商法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</u></p> <p><u>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</u></p> <p><u>ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p> <p><u>（注）個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。</u></p> <p><u>（2）登録の要否の判断に当たっての留意点</u></p> <p><u>登録の要否については、投資助言・代理業に係る一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに登録が不要であると判断することは適切でないことに留意するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(1) 登録が不要である場合 次に掲げる場合については、金商法第29条の規定にかかわらず、投資助言業を行うことができる。</p> <p>― ② (略)</p> <p>(2) 投資助言・代理業に該当しない行為 ― 不特定多数の者を対象として、不特定多数の者が随時に購入可能な方法により、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断（以下「投資情報等」という。）を提供する行為 例えば、以下イからハまでに掲げる方法により、投資情報等の提供を行う者については、投資助言・代理業の登録を要しない。 ただし、例えば、不特定多数の者を対象にする場合でも、インターネット等の情報通信技術を利用することにより個別・相対性の高い投資情報等を提供する場合や、会員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない（単発での購入・利用を受け付けない）ような場合には登録が必要となることに十分に留意するものとする。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>― 投資一任契約等の締結の媒介に至らない行為 媒介に至らない行為を投資助言業者又は投資一任業者から受託して行う場合には、投資助言・代理業の登録を得る必要はない。 例えば、以下イからハまでに掲げる行為の事務処理の一部のみを投資助言業者又は投資一任業者から受託して行うに過ぎない者は、投資助言・代理業の登録が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p>	<p>― 登録が不要である場合 次に掲げる場合については、金商法第29条の規定にかかわらず、投資助言業を行うことができる。</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>― 投資助言・代理業に該当しない行為 イ. 不特定多数の者を対象として、不特定多数の者が随時に購入可能な方法により、有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断（以下「投資情報等」という。）を提供する行為 例えば、以下 a から c までに掲げる方法により、投資情報等の提供を行う者については、投資助言・代理業の登録を要しない。 ただし、例えば、不特定多数の者を対象にする場合でも、インターネット等の情報通信技術を利用することにより個別・相対性の高い投資情報等を提供する場合や、会員登録等を行わないと投資情報等を購入・利用できない（単発での購入・利用を受け付けない）ような場合には登録が必要となることに十分に留意するものとする。</p> <p>a. ～ c. (略)</p> <p>ロ. 投資一任契約等の締結の媒介に至らない行為 媒介に至らない行為を投資助言業者又は投資一任業者から受託して行う場合には、投資助言・代理業の登録を得る必要はない。 例えば、以下 a から c までに掲げる行為の事務処理の一部のみを投資助言業者又は投資一任業者から受託して行うに過ぎない者は、投資助言・代理業の登録が不要である場合もあると考えられる。</p> <p>a. ～ c. (略)</p>
<p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p>	<p><u>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>VIII-2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-2-1 登録 金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、III-3-1（（2）及び（4）を除く。）、VI-3-1並びにVII-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）体制審査の項目 金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。 ①～⑦（略） ⑧ 信用金庫等の出資の総額の変更届出書については、III-3-1（9）②に準ずるものとする。</p> <p>（3）（略）</p>	<p>VIII-2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-2-1 登録 金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、III-3-1（（2）及び（5）を除く。）、VI-3-1（VI-3-1-2を除く。）並びにVII-3-1に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）体制審査の項目 金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。 ①～⑦（略） ⑧ 信用金庫等の出資の総額の変更届出書については、III-3-1（10）②に準ずるものとする。</p> <p>（3）（略）</p>
<p><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性 適格機関投資家等特例業者（金商法第63条第1項各号に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>IX-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）（略）</p>	<p><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性 適格機関投資家等特例業者（金商法第63条第1項各号に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>IX-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）（略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(2) 監督手法・対応 (新設) 日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、勧誘等に関して投資者に対し虚偽のことを告げる行為を行っていると思われる場合には、<u>金商法第63条第7項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求めるとともに文書で警告を行う等必要な対応を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>IX-1-2 実態把握</p> <p>(新設) 適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（<u>改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。</u>以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。 【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】 ①～⑫（略） 【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】 ①～⑩（略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p>— <u>法令違反行為を行っていることが認められた場合</u> 日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、勧誘等に関して投資者に対し<u>金商法第38条第1号に掲げる行為又は金商法第39条第1項若しくは第2項各号に掲げる行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求めるとともに、別紙様式IX-1により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。</u></p> <p>— <u>公表等</u> <u>警告等の措置をとった場合の対応は、II-1-1(7)④に準じて行う。</u></p> <p>IX-1-2 実態把握</p> <p>(1) <u>モニタリング調査表の提出について</u> 適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（<u>特例投資運用業務を行う者をいう。</u>以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。 【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】 ①～⑫（略） 【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】 ①～⑩（略）</p> <p>(2) <u>実態把握に当たっての留意事項</u> <u>モニタリング調査や届出書類の事後確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>IX-1-3 (略)</p> <p>IX-2 諸手続</p> <p>(新設)</p>	<p>— <u>出資対象事業持分を取得する適格機関投資家や出資対象事業持分を有する適格機関投資家（②において、これらを総称して「出資適格機関投資家」という。）が、実体のない投資事業有限責任組合や、金商法上必要とされる手続を行わずに組成した投資事業有限責任組合などになっていないか。</u></p> <p>— <u>出資適格機関投資家が、例えば適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実体のない業務に対する対価として報酬を受け取ること等によって、実際には適格機関投資家として取得又は保有していないと評価し得るような状況となっていないか。</u></p> <p>(3) <u>投資者保護上問題のある行為が認められた場合の監督手法・対応</u></p> <p>— <u>投資者保護上問題のある行為を行っていることが認められた場合</u></p> <p><u>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者が、顧客資産の流用など投資者保護上問題のある行為を行っていると思われる場合には、金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。その結果、当該業者が投資者保護上問題のある行為を行っていることが認められた場合には、投資者保護の観点から別紙様式IX-2により文書による警告を行う等必要な対応を行うものとする。</u></p> <p>— <u>公表等</u></p> <p><u>警告等の措置をとった場合の対応は、II-1-1(7)④に準じて行う。</u></p> <p>IX-1-3 (略)</p> <p>IX-2 諸手続</p> <p>IX-2-1 届出事項の確認</p> <p>(1) <u>主な着眼点</u></p> <p>— <u>届出が必要とされる事項について、記載漏れ等はないか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>Ⅸ-2-1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>(新設)</p> <p>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、適格機関投資家等特例業者等の商号、名称又は氏名、</p>	<p>添付が必要とされる書類について、添付漏れ等はないか。</p> <p>届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家に該当するか。</p> <p>届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家として実在するものであるか（実在が確認できない場合には、当該適格機関投資家に係る登記事項証明書又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。）。</p> <p>届出者が法人である場合は、当該法人の代表者と連絡が取れる状態にあるか（届出者が法人の場合は、登記事項証明書記載の代表者の現住所を確認するために、必要に応じて、当該法人の代表者について、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。）。</p> <p>主たる営業所が、いわゆるバーチャルオフィスとなっていないか（届け出られた主たる営業所以外の場所で、主たる業務を行っていることが想定される場合には、ヒアリングや関係資料の徴求などにより、実態把握に努めるものとする。）。</p> <p>「出資対象事業持分の名称」、「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」欄が「未定」となっている場合には、変更届により最終的に確定した内容が届け出られているか。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>適格機関投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務の届出を受理した場合、届出事項に関して必要な確認を行う。その結果、届出事項に関し、形式的不備や届出内容の疑義等が認められる場合は、必要に応じて金商法第63条第7項等に規定する業務に係る状況確認のための報告を求める。</p> <p>Ⅸ-2-2 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p>(1) 届出業者リストの作成・公表及び更新</p> <p>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、適格機関投資家等特例業者等の商号、名称又は氏</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</p> <p>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>なお、上記Ⅸ-1-2のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則として、<u>当該適格機関投資家等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。</u></p> <p>Ⅸ-2-2 （略）</p> <p>Ⅸ-2-3 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点</p> <p>適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、<u>適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項）又は特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項）の要件に該当しない場合は、当該業者は金商法第29条に基づく登</u></p>	<p>名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</p> <p>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</p> <p>（2）問題があると認められた届出業者リスト等の作成</p> <p><u>この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、上記Ⅸ-1-2（1）のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載することとする。</u></p> <p>また、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないとき（<u>当該適格機関投資家等特例業者等の所在不明が明らかとなっている場合は直ちに</u>）は、原則として、<u>当該適格機関投資家等特例業者等を届出業者リストから削除し、「問題があると認められた適格機関投資家等特例業者リスト」に掲載するものとする。</u></p> <p>Ⅸ-2-3 （略）</p> <p>Ⅸ-2-4 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点</p> <p>適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、<u>適格機関投資家等特例業務又は特例投資運用業務の要件に該当しない場合（適格機関投資家等特例業務にあつては、例えば、スキームの組成に必要とされる適格機関投</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 後
<p>録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</p> <p>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、Ⅱ-1-1（7）の無登録業者に対する対応に準じた対応をとるものとする。</p> <p><u>IX-2-4</u> （略）</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI-2 諸手続（金融商品仲介業者）</p> <p>XI-2-1 登録</p> <p>金商法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1（（2）、<u>（9）③</u>を除く。）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>資家が、<u>適格機関投資家等特例業者から、ほとんど実態のない業務に対する報酬を受け取ることによって、実際には適格機関投資家として出資対象事業持分を取得し、又は保有していないと評価し得るような場合を含む。</u>は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</p> <p>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、Ⅱ-1-1（7）の無登録業者に対する対応に準じた対応をとるものとする。</p> <p><u>IX-2-5</u> （略）</p> <p><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI-2 諸手続（金融商品仲介業者）</p> <p>XI-2-1 登録</p> <p>金商法第66条の2の規定に基づく登録申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ-3-1（（2）、<u>（4）及び（10）③</u>を除く。）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>